



消費者トラブル注意情報～令和8年1月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス※1をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！
困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター等に相談しましょう。

(令和8年1月9日調査分)

商品・サービス	相談内容の例※2	助言
修理サービス (トイレの修理など)	トイレの水が出なくなったため、ボスティングチラシに載っていた水道設備業者に修理を依頼した。業者の説明を受け、高額な便器交換の契約をしたが、金額に納得できないので解約したい。	チラシやウェブサイトに提示されている低額な料金を見て修理を依頼したにもかかわらず、高額な修理の勧誘をされて契約した場合、クリーニング・オフができる可能性があります。また、サービス内容や料金は業者によって異なりますので、必ず複数の業者から見積もりを取り、慎重に選定しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
電気暖房機器 (ネット通販のトラブルなど)	動画配信SNSの広告で紹介されていた暖房機器を2台注文し、代金引き換えで受け取った。しかし、届いてから1週間で1台が動かなくなってしまった。業者にメールで問い合わせたが、返事がない。	動画配信SNSを視聴中に、有名企業と有名大学の共同開発と謳う格安・高性能の商品広告を見て購入したところ、「粗悪品が届いた」「すぐに壊れた」などといった相談が多数寄せられています。企業名や大学名を無断使用した詐欺広告の可能性があるので、大幅な割引や極端に安価な商品には十分注意し、広告からではなく企業の公式サイトから購入するようにしましょう。困った時は最寄りの消費生活センターに相談してください。 (参考)国民生活センターホームページ
不動産賃借 (原状回復費用に関するトラブルなど)	賃貸アパートを退去したところ、高額な原状回復費用を請求された。請求書に記載された修理費用に納得ができない。	契約書面をよく確認し、請求内容に納得できない費用が含まれている場合は、国土交通省が定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ

※1 「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

※2 相談内容は、相談者の申し出に基づく情報であり、事実関係を確認しているものではありません。

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト[「よくある相談事例」](#) ⇒ 

○電話相談：消費者ホットライン（局番なしの電話番号188（イヤヤ））最寄りの相談窓口につながります。
広島県消費生活センターは、082-223-6111（受付時間／月～金曜日 9:00～17:00）

○電子メール相談：県サイト[「電子メール受付」](#) ⇒ 

○消費生活課公式X(旧Twitter)⇒ 



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー

～Stop the 泣き寝入り～

■消費者庁職員を騙る不審な電話にご注意ください！

消費者庁職員を名乗る者から、個人の氏名や住所を聞きだそうとする電話や、フリマサイトにおける身に覚えのないトラブルに関する不審な電話があつたとの情報が寄せられています。

消費者庁の職員が、電話で個人情報の提供を求めることは一切ありませんので、ご注意ください。

詳しくは⇒[県ホームページ](#)へ